

平成28年第13回（11月）袖ヶ浦市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時 平成28年11月28日(月) 午後2時55分 開会
午後4時15分 閉会

- 2 開催場所 袖ヶ浦市保健センター 1階集団指導室

- 3 出席者

教育長	川島 悟	教育長職務代理者	山口 修
委員	多田 正行	委員	福島 友子
委員	中村 伸子		

(欠席委員) なし

- 4 出席職員

教育部長	井口 崇	教育部次長 (兼教育総務課長)	森田 泰弘
教育部参事 (兼学校教育課長)	今宮 公雄	教育部参事 (兼生涯学習課長)	原田 光雄
体育振興課長	林 健司	中央図書館長	簗島 正広
郷土博物館副館長	中山 久江	教育総務課副参事	溝口 輝
教育総務課班長	葛田 陽子	教育総務課副主査	山田 倫志

- 5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

- 6 議 題

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 今回会議録署名人の選出について

日程第3 教育長・教育部長報告

日程第4 議案

議案第1号 袖ヶ浦市立図書館協議会委員の任命について

日程第5 協議事項

- (1) 教職員住宅の用途廃止及び跡地の活用計画について

日程第6 報告

- (1) 臨時代理の報告について

(平成28年度一般会計補正予算(第3号))

- (2) 臨時代理の報告について

(平成28年11月招集袖ヶ浦市議会定例会に付議する「袖ヶ浦市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について」)

- (3) 臨時代理の報告について

(平成28年11月招集袖ヶ浦市議会臨時会に付議する「袖ヶ浦市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について」)

- (4) 臨時代理の報告について

(袖ヶ浦市青少年問題協議会条例施行規則の一部改正について)

その他

7 議 事

日程第1 前回会議録の承認について

教育長 第12回袖ヶ浦市教育委員会定例会の会議録の承認について、賛成の挙手を求める。

教育長 全員一致で承認された。

日程第2 今回会議録署名人の選出について

教育長 多田教育委員を指名した。

日程第3 教育長・教育部長報告

教育長 第3期市スポーツ推進委員辞令交付式(10月26日)、袖ヶ浦交響楽団創立30周年記念 第23回定期演奏会(10月30日)、平川中学校教育長訪問(11月1日)、市民会館まつり(11月5日・6日)、根形公民館まつり(11月5日・6日)、平岡公民館文化・スポーツまつり(11月5日・6日)、蔵波小学校教育長訪問(11月7日)、平成28年度袖ヶ浦市生涯学習推進協議会(11月8日)、第2回図書館協議会(11月8日)、第3回文化財審議会(11月10日)、第34回市小中学校音楽発表会(11月11日)、平川公民館まつり(11月12日・13日)、長浦公民館まつり(11月12日・13日)、第5回社会教育委員会議(11月14日)、第2回南房総教育事務所管内教育長会議(11月15日)、根形中学校教育長訪問(11月16日)、第1回郷土博物館協議会(11月

16日)、市表彰及び教育功労者表彰式(11月17日)、袖ヶ浦市教職員組合青年部 教育長と語る会(11月18日)、第8回袖ヶ浦学びフェスタ(11月19日)、教育委員視察研修会(11月20日・21日)に出席した。

教育長 ただいまの報告について、意見や感想を求める。

山口教育長職務代理者

11月20日に視察した石川県白山市の松任図書館では、袖ヶ浦市の調べ学習を参考にして取り組んでいたが、白山市では図書館を中心としていて、袖ヶ浦市の教育センターを中心としている点では違いがあった。

また、松任図書館は館内に児童館が併設され、コンサートホールも併せ持つ複合施設となっている。袖ヶ浦市と基本的な違いはあるものの、参考になった。

金沢市の隣市である白山市は、加賀百万石の風情が残る文化があり、街全体がしっとりしていて袖ヶ浦市と違う「におい」を感じた。すばらしい視察となった。

日程第5 協議事項

(1) 教職員住宅の用途廃止及び跡地の活用計画について

教育長 事務局に説明を求める。

教育部次長(教育総務課長)

職員住宅及び教職員住宅は、老朽化の進行が著しく、設備等の不具合から入居できない居室があり、民間賃貸住宅も多く存在することから入居希望者が減っている。また、家賃補助も行っていることから、袖ヶ浦市公共施設再編整備計画の中で平成29年度に用途を廃止し、建築物を解体、民間事業者等への譲渡を含めた跡地の利活用方法を検討することとして位置付けられた。

施設は、教職員住宅がA棟とB棟、職員住宅としてC棟があり、解体するための工事費は3棟合計で118,800千円を見込んでいる。

跡地の利用方策についての希望調査を庁内各部署へ総務課と教育総務課で実施したところ、子育て支援課から保育施設の誘致候補地としての活用、建築住宅課から老朽化が進んでいる市営住宅の建替え用地としての希望があった。教育委員会内では、市民会館及び体育振興課から市民会館又は総合運動場の駐車場用地としての活用希望があった。

総合運動場では、年間で約50日程度、高校野球大会、プロ野球イースタンリーグ戦、その他全国大会など大勢の選手及び観戦者が集まる行事が

開催されている。その度に、体育振興課所管地を臨時駐車場として開放し対応しているが、駐車場が不足し、路上駐車が頻発し近隣住民の迷惑となっている。そのため、大規模な大会での利用を断ったり、総合運動場内の一つの施設で大会が行われる場合に、他の運動場内施設の貸し出しを停止したり、市民会館でのイベントとの調整を図っている状況である。

こうした状況を考えると、子育て支援課及び建築住宅課の利用希望は、将来的な可能性として具体的な事業計画に基づくものではないことと思われる。一方、総合運動場駐車場としての活用方法は、より多くの市民・観客を呼び込む事業の展開が可能となり、市民サービスの向上に資することができる。このようなことから、当面の間、跡地の利用計画の方針として、簡易的な駐車場整備により総合運動場駐車場用地として利用したいことを市長部局に示すこととしたい。

ただし、今後、総合計画等において、新たな計画がなされた場合においては、体育振興課所管地も含めた跡地利用について、再度検討するものとする。

今後の具体的な予定は、平成29年3月までに入居者の退去を完了させて、総務課においては3月に給与条例改正（家賃補助）を職員住宅管理規則の廃止と併せて行い、用途廃止をする。教育総務課においては4月以降の見込みとなるが、同様に用途廃止を進めていく。なお、再編整備計画では平成29年度に用途廃止の予定であったが、これを前倒して平成29年度に解体工事と併せて駐車場の整備を実施することとしたい。

中村委員　かなり家賃が安いということで住んでいる人がいたと思いますが、今現在、入居している方はどのくらいいますか。

教育部次長（教育総務課長）

現在、職員住宅では1名、教職員住宅では3名が入居している。

なお、入居者には、昨年度に平成28年度末で用途廃止をしたい旨の通知を出しており、先般も再度通知をしたところである。

山口教育長職務代理者

教職員住宅に入居している3名は、世帯を持っている方ですか。

教育総務課副主査

3名とも単身者である。

教育長

正規職員であるのか。

教育総務課副主査

A棟に入居している2名は市雇用の非常勤一般職の職員で、B棟の1名

は県費の教職員である。

山口教育長職務代理者

これは教育財産ですか。

教育部次長（教育総務課長）

15ページの現況図のうち、教育総務課と体育振興課と記載している箇所は教育財産である。今後、取り壊し後に駐車場として利用したい総務課の土地については、教育財産としての所管替えをする予定である。

山口教育長職務代理者

総務課が所管している土地は、普通財産でなくて行政財産でよいのですか。

教育部次長（教育総務課長）

行政財産である。

山口教育長職務代理者

普通財産に戻すということではないのですね。

教育部次長（教育総務課長）

普通財産には戻さずに行政目的として使用するので、行政財産である。

山口教育長職務代理者

手続きは教育委員会が行うのか、それとも市長部局で行うものですか。

教育部次長（教育総務課長）

総務課の所管している職員住宅については市長部局で、教育総務課と体育振興課の所管しているところは教育財産であるので、これについての手続きは特に必要としない。ただし、建物に係る用途廃止は規則があるので、職員住宅については総務課、教職員住宅については教育総務課それぞれの権限において行う。

山口教育長職務代理者

法的には教育財産の取得や管理は市長部局で、その運営が教育委員会である。教育委員会は事務委任を受けているから、本来、廃止は市長部局ではないのか。

教育長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、「教育財産は、地方公共団体の長の総括の下に、教育委員会が管理するものとする。」とある

から、法に基づいて運営をしていくのが教育委員会であって、最終的に教育施設の設置や廃止を行うのは自治体である。

教育部次長（教育総務課長）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律によると、「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関する事」は、教育委員会の権限としている。本件についても同じ扱いになると捉えている。

山口教育長職務代理者

教育委員会で駐車場としての用途変更の手続きが簡単にできてしまうのか疑問がある。市長部局がこのような目的があって土地を用意したので教育委員会で管理するという手続きをとる必要があるのではないのですか。普通財産に戻すものではないのか確認してほしい。

教育部次長（教育総務課長）

教育長職務代理者のおっしゃるとおりである。

今回、用途廃止をするにあたって、一旦は普通財産に戻すものであるが、将来的な用途が教育委員会の駐車場とするので、その手続きを省き、総務課と教育総務課と一体としての活用を市長部局の手続きにより行うものである。よって、今後、庁内合意を図っていく上で誤解のないように進められると考えている。

多田委員 駐車場とした場合、何台くらい駐車できるのか。

教育総務課副主査

概算で200台前後が可能であると見込んでいる。

山口教育長職務代理者

駐車場として利用するのは大きなイベントの時だけになる。他に有効的な活用ができないだろうか。

教育総務課副主査

全体としての利活用方策が今現在見いだせていない。また、市民会館や総合運動場では、現在の駐車場容量が足りないため、高校野球などでは人気のカードを持ってくることができなかつたり、イベントなどを選択して実施している実態がある。駐車場を確保することができれば、そのような制約がなくなり事業の拡大が図ることが可能であると考えている。

山口教育長職務代理者

運動広場の利用率は高いのか。

教育部次長（教育総務課長）

主に土日、少年野球チームが利用している。

福島委員

住宅を解体した後は平らの土地が更地となりますが、今後の管理が大変になるのではないのでしょうか。

教育部次長（教育総務課長）

解体後の駐車場の整備を考えているところは、建物が建っていた部分のみを簡易な駐車場とするものである。グラウンドの部分は今までと同じく、大規模なイベントがある時の臨時駐車場として、通常は少年野球のグラウンドとする形態は変わらない。

教育長

市民会館内の現在の駐車場を整備することによって、駐車スペースを確保できるのではないかという意見もある。

教育部長

具体的に他の部局から緊急に利用したいというものがなかったこと。また、市民会館の緑地帯等を整備することによって日常的な駐車場不足が解消できるのではないかという案もあるので、総合的に捉えて、将来的な利活用も可能な状況として当面、駐車場としていきたい考えである。

山口教育長職務代理者

運動広場は条例により設置しているのか。

教育総務課副主査

平成14年に都市計画課から体育振興課へ、総合運動場の駐車場に利用するとして所管替えを行っている。

教育部参事（学校教育課長）

少年野球の「神納フレンズ」から目的外使用の申請を受けて、減免して使用を許可している。

山口教育長職務代理者

住居としての用途を廃止することは問題はないが、跡地利用については、教育委員会だけでなく今後、市全体を含めて、良い方向となるように慎重に進めてほしい。

日程第6 報告

(1) 臨時代理の報告について

(平成28年度一般会計補正予算(第4号))

教育長 事務局に説明を求める。

教育部次長(教育総務課長)

平成28年第5回(11月招集)議会定例会に付議する教育委員会に係る予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長より意見を求められたものである。

本件は、教育委員会の議決を要する案件であるが、急施を要するため、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定により、教育委員会に係る平成28年度一般会計補正予算(第3号)予算議案に同意することについて、教育長が臨時代理したので報告するものである。補正内容として、歳入では、私立幼稚園就園奨励費補助金事業費増による国庫補助金2,496千円の増である。歳出の主なものとしては、中学校管理事業で長浦中学校受水槽ポンプユニット改修工事1,753千円増、中学校教育課程振興事業で昭和中学校サッカーゴール購入436千円増、私立幼稚園就園奨励費及び奨励金支給事業の一般補助金3,617千円増、文化財保護事業で神納神楽ばやし保存会太鼓等機材修繕費補助金195千円増、郷土博物館の施設管理事業で合併浄化槽沈殿分離槽仕切板亀裂修繕等637千円増、運動広場管理事業で運動広場管理用けん引式スノーパー購入135千円増、その他、非常勤一般職の費用弁償や臨時職員の雇用費の増等である。

教育長 ただいまの説明について委員に質疑を求める。

山口教育長職務代理者

郷土博物館で駐車場監視カメラ用パソコンの購入とあるが、監視カメラは新規に購入するものか、それとも買い替えか。

郷土博物館副館長

監視カメラは駐車場で盗難等があったので以前から設置している。
パソコンは駐車場の防犯カメラを見るためのシステムが入っているが、このパソコンが故障して使用できなくなったので、買い替えをするものである。

(他に質疑なし)

(2) 臨時代理の報告について

(平成28年11月招集袖ヶ浦市議会定例会に付議する「袖ヶ浦市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について」)

教育長 事務局に説明を求める。

教育部次長 (教育総務課長)

平成28年第5回(11月招集)袖ヶ浦市議会定例会に付議する袖ヶ浦市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長より意見を求められたものである。

本件は、教育委員会の議決を要する案件であるが、急施を要するため、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定により、教育長が臨時代理したので報告するものである。

条例改正の内容については、先般9月の定例会において議決いただいたとおり、奨学生の貸付条件として他の奨学金との併給を認めること、延滞利息を7%から5%に変更するなどである。

教育長 ただいまの説明について委員に質疑を求める。

(質疑なし)

(3) 臨時代理の報告について

(平成28年11月招集袖ヶ浦市議会臨時会に付議する「袖ヶ浦市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について」)

教育長 事務局に説明を求める。

教育総務課班長

平成28年第4回(11月招集)袖ヶ浦市議会臨時会に付議する袖ヶ浦市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長より意見を求められたものである。

本件は、教育委員会の議決を要する案件であるが、急施を要するため、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定により、教育長が臨時代理したので報告するものである。

条例改正の内容については、先般10月の定例会において協議した根拠法令である地方青少年問題協議会法の改正によるもので、青少年問題協議会委員の定数を18人以内から17人以内に、市議会議員1人の委嘱を廃

止するものである。

教育長 ただいまの説明について委員に質疑を求める。

(質疑なし)

(4) 臨時代理の報告について

(袖ヶ浦市青少年問題協議会条例施行規則の一部改正について)

教育長 事務局に説明を求める。

教育部参事 (生涯学習課長)

11月15日に開催された平成28年第4回議会臨時会において、袖ヶ浦市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について、議決され施行したところである。

この条例の一部改正により、袖ヶ浦市青少年問題協議会条例施行規則の一部改正が必要となったため、教育委員会の議決を要する案件であるが、急施を要するため、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定により、教育長が臨時代理したので報告するものである。

規則の改正内容は、条例の改正により参照条項の変更が生じたことから、参照条項を改めたものである。

なお、条例の施行日が11月15日であるため、規則の施行日も同日の11月15日とする。

教育長 委員に質疑を求める。

山口教育長職務代理者

前回の定例会において質問したが、袖ヶ浦市では「議員が市長の設置する附属機関である審議会等に参画しないこととしている」ことについて、他市の状況はいかがでしたか。

教育部参事 (生涯学習課長)

議会全体として市の審議会等に参画するかどうかを求めて取り組んだ事例は、ほとんどないと聞いている。

(他に質疑なし)

その他

(特になし)

※ 次の案件につきましては、袖ヶ浦市教育委員会会議規則第13条第1項第3号に該当するため、非公開となります。

・ 日程第4 議案第1号